

保 育 所 入 所 基 準

類 型		細 目 ・ 適 用		父	母	
①	就 労	週5日以上 または 月20日以上	1日7.5時間以上の就労を常態とする場合	5	5	
			1日6時間以上の就労を常態とする場合	4	4	
			1日4時間以上の就労を常態とする場合	3	3	
		週4日以上 または 月16日以上	1日7.5時間以上の就労を常態とする場合	4	4	
			1日6時間以上の就労を常態とする場合	3	3	
			1日4時間以上の就労を常態とする場合	2	2	
		上記以外で、月48時間以上の就労を常態とする場合			1	1
		※ 減算項目	自営業協力者(主たる従事者に協力して従事している方)		▲1	▲1
			就労確約(勤務時間が確認できる場合)		▲1	▲1
		内 職	メーカー、問屋などから頼まれて、自宅 で物品の製造加工に日々従事する方 (日中の従事時間による)	月150時間以上	2	2
月120時間以上	1.5			1.5		
月48時間以上	0.5			0.5		
求 職 活 動 <small>就労確約(勤務時間が確認できない場合)を含む</small>	生計中心者が失業等し、早急に就労しなければならない場合		2	2		
	上記以外の求職活動		0	0		
②	就 学	学校等に在学している方、職業訓練を受けている方(予定者を含む、原則週4日以上)		3	3	
③	出 産	おおむね出産予定日前8週間から出産後8週間の間		-	5	
④	疾 病 等	疾 病	入院・常時病臥・精神(いずれも1か月以上)	4	4	
			一般療養(通院週2回以上等)で育児することが困難と認められる場合	1	1	
		障 害	1級・2級または同等級	3	3	
			3級以下または同等級	2	2	
⑤	介 護 等	同居親族等の入院付添(週4日以上かつ1か月以上)		3	3	
		同居親族等の通院付添(週4日以上かつ1か月以上)		2	2	
		同居親族等の長期自宅介護等		2	2	
⑥	災 害	震災、風水害、火災等で復旧にあっている		4	4	
⑦	家 庭 の 状 況 等	ひとり親家庭	死亡、離別、その他で、同居親族がいる場合	5		
			死亡、離別、その他で、同居親族がいない場合	6		
		同居親族の状況 (祖父母等)	60歳以上70歳未満かつ健康で無職の場合		▲0.5×人数	
			18歳以上60歳未満かつ健康で無職の場合		▲1×人数	

【 備 考 】

点数は①～⑥+⑦の合計数とする。なお、①～⑥のうち複数の項目に該当する場合は点数の高い方とする(※は除く)。
就労時間は、実働時間で計算する。休憩時間・通勤時間は含めない。

【 その他、入所に考慮する事項 】

- 保護者が町内保育園に勤務する保育士の場合(内定者を含む)、申請児童またはきょうだい、保護者に障害・疾病がある場合、生活保護法による被保護者世帯、家庭への配慮が必要な世帯など
- 育児休業の延長に許容できる場合など

【 同一点数の場合 】

祖父母等の居住地及び状況、勤務状況(内定者より在勤者を、自営より外勤を優先する)、就学前児童が多い世帯等

【 その他、施設を調整する事項 】

- ①同居親族等に町内保育園の従事者がいる場合(内定者を含む)、②きょうだいと同一園を希望する場合など